

# いちご一会とちぎ国体野木町ふるまい協力団体募集要領

## 1 目的

この要項は、野木町で開催する、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）に全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員等（以下「大会参加者等」という。）をあたたくお迎えするとともに食を通じて野木町を全国にアピールするために設置する「ふるまいコーナー」で「ふるまい品」を提供するグループ、団体（以下「協力団体」）を募集に必要な事項を定めるものとする。

## 2 募集主体

いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）

## 3 ふるまいコーナーの設置場所及び期間等

ふるまいコーナーの設置期間は次のとおりとする。ただし、実行委員会が認める場合はこの限りではない。

場 所：野木町立野木中学校 特設会場

日 程：令和4年10月6日（木）～8日（土）

出店料：無し

## 4 ふるまいの提供内容

ふるまい協力団体等は、「ふるまいコーナー」で、個包装等されて、すぐに渡せる状態で次のものを無料で提供する。（飲料は飲み切りサイズのカップ等とする）

- (1) 郷土料理
- (2) 町の食材を使った料理
- (3) 町の特産品（アルコール飲料を除く）
- (4) 町に馴染みのある料理、菓子等
- (5) その他、実行委員会がふるまいとしてふさわしいと認めるもの。

## 5 ふるまいの提供方法

提供日当日、ふるまいコーナーでふるまい協力団体等が、ふるまいの提供を行う。

- (1) 対象者 選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者。ただし、競技役員、競技会係員等大会の従事者は含まない。
- (2) 数量 競技会場1日あたり1店～2店とし1品あたり200～300食程度
- (3) 場所 競技会場に設置する「ふるまいコーナー」
- (4) 提供時間 1日あたり4時間以内。競技開始から競技終了までの間  
午前午後の出店時間の重複は認めます。
- (5) 提供日 期間中、1日1品を単位として協力団体が希望する日（時間）。

## 6 食材及び資材の準備

ふるまい品の提供に必要な食材、容器等（割り箸など提供時に必要なものを含む）の資材及び調理に必要な器具、衛生用品、その他ふるまい品の提供に必要なものの調達は各協力団体が準備する。

## 7 経費負担

- (1) ふるまい品の提供に必要な費用については、上限を90,000円とし、実行委員会が負担する。ただし、以下の①～②にかかる経費は別途実行委員会が負担する。
  - ① 「10 運営設備等」に示す実行委員会が準備する設備等にかかる費用。
  - ② 保険加入にかかる費用。
- (2) 実行委員会から人件費は支給しないものとする。ただし、従事日の弁当は支給する。

## 8 保険

「ふるまいコーナー」の運営に関する保険は、実行委員会が加入する。

## 9 順守事項

- (1) 提供する料理は、基本的に加熱処理を行う。
- (2) 保健所が定める各種衛生基準を順守し、保健所の衛生指導に従って調理提供を行う。
- (3) 食品及び器具・容器包装、調理従事者の衣服等の衛生管理は、徹底して行う。
- (4) 会場では、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ下処理されたものを搬入し、直前に加熱処理を行う程度とする。
- (5) 健康チェックを行う。自宅で検温し体調不良の場合は、参加しないこと。
- (6) その他実行委員会の指示に従うこと。

## 10 運営設備等

「ふるまいコーナー」に必要な設備等は、実行委員会が準備する。  
実行委員会が準備する設備等は原則次のとおりとし、その他必要な設備等は各協力団体が準備する。

品名	数量	備考
テント（2間×3間）	1張	
電源コンセント	2基	必要な場合のみ
テーブルクロス	1式	
長机	4台	
パイプ椅子	4脚	
ラミネートパネル	2枚	団体名、提供終了
コーン・コーンバー	必要数	
アルコール消毒液 透明ビニール又はアクリル板等	必要数	新型コロナウイルス感染症防止対策物品

使い捨てふきん	10枚	
雑巾	10枚	
ごみ袋(45ℓ)	必要数	
養生テープ	1本	
バケツ・ざる	1セット	汁物提供会場のみ
調理用ゴム手袋	2箱	
注意喚起掲示		持ち帰らない。早めにお召し上がり等

※火気使用の団体は、消火器を1本必ず持参すること。

## 11 応募条件

次の条件を全て満たすグループ、団体であること。

- (1) 野木町内で活動するグループ、団体であること。
- (2) 食品衛生法等の法令順守ができるグループ、団体であること。
- (3) 会場に責任者を置き、統括・運営できるグループ、団体であること。
- (4) 実施期間中に必要人数を確保できるグループ、団体であること。
- (5) 実行委員会が適当と認めたグループ、団体であること。

## 12 応募方法

いちご一会とちぎ国体「野木町ふるまい協力団体」申請書(様式1)を、実行委員会事務局に提出する。

## 13 募集期間

実行委員会が定める期間内とする。

## 14 協力団体の選定

実行委員会は、本要項に基づき応募者の選定を行い、適当であると認めたグループ、団体を「いちご一会とちぎ国体野木町ふるまい協力団体」として認定する。

## 15 その他

- (1) 活動場所(調理場所)と日時は、各協力団体の希望を参考に実行委員会と各協力団体とで協議の上、決定する。
- (2) その他、ふるまい品の内容、提供方法等については、実行委員会と協議しながら適切に実施するものとする。